

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（平成18年11月14日付第200600114835号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 本補助金の交付を受けようとする者は、<u>当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額</u>が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <table border="1" data-bbox="152 970 1099 1326"> <tr> <td rowspan="7" style="vertical-align: top;"><u>第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条</u></td> <td>補助事業者等</td> <td>間接補助事業者</td> </tr> <tr> <td>交付決定</td> <td>間接交付の決定</td> </tr> <tr> <td>補助事業等</td> <td>間接補助事業</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>補助事業者</td> </tr> <tr> <td>様式第2号による</td> <td>補助事業者が定める</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>間接補助事業</td> </tr> <tr> <td><u>様式第3号による</u></td> <td>補助事業者が定める</td> </tr> <tr> <td>補助金等及び間接県費補助金等</td> <td>間接補助金</td> </tr> </table>	<u>第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条</u>	補助事業者等	間接補助事業者	交付決定	間接交付の決定	補助事業等	間接補助事業	知事	補助事業者	様式第2号による	補助事業者が定める	対象事業	間接補助事業	<u>様式第3号による</u>	補助事業者が定める	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 本補助金の交付を受けようとする者は、<u>交付申請に当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）</u>が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <table border="1" data-bbox="1182 970 2163 1375"> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top;"><u>第12条から第20条</u></td> <td>補助事業者等</td> <td>間接補助事業者</td> </tr> <tr> <td>交付決定</td> <td>間接交付の決定</td> </tr> <tr> <td>補助事業等</td> <td>間接補助事業</td> </tr> <tr> <td><u>様式第2号による</u></td> <td><u>補助事業者が定める</u></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>補助事業者</td> </tr> <tr> <td>様式第3号による</td> <td>補助事業者が定める</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>間接補助事業</td> </tr> <tr> <td><u>様式第4号による</u> <u>様式第5号による</u></td> <td>補助事業者が定める</td> </tr> <tr> <td>補助金等及び間接県費補助金等</td> <td>間接補助金</td> </tr> </table>	<u>第12条から第20条</u>	補助事業者等	間接補助事業者	交付決定	間接交付の決定	補助事業等	間接補助事業	<u>様式第2号による</u>	<u>補助事業者が定める</u>	知事	補助事業者	様式第3号による	補助事業者が定める	対象事業	間接補助事業	<u>様式第4号による</u> <u>様式第5号による</u>	補助事業者が定める	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金
<u>第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条</u>		補助事業者等	間接補助事業者																																		
		交付決定	間接交付の決定																																		
		補助事業等	間接補助事業																																		
		知事	補助事業者																																		
		様式第2号による	補助事業者が定める																																		
		対象事業	間接補助事業																																		
	<u>様式第3号による</u>	補助事業者が定める																																			
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金																																				
<u>第12条から第20条</u>	補助事業者等	間接補助事業者																																			
	交付決定	間接交付の決定																																			
	補助事業等	間接補助事業																																			
	<u>様式第2号による</u>	<u>補助事業者が定める</u>																																			
	知事	補助事業者																																			
	様式第3号による	補助事業者が定める																																			
	対象事業	間接補助事業																																			
	<u>様式第4号による</u> <u>様式第5号による</u>	補助事業者が定める																																			
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金																																				

第9条 略

第10条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 略

3 略

第11条～第18条 略

別表1（第4条、第5条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
(1)～(2)略	略	略	略	略
(3)院内感染対策施設整備事業 (略)	略	略	1室当たり <u>13,320千円</u> とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は <u>30,314千円</u> を加算する。	略
(4)アスベスト除去等整備事業 (略)	略	略	1㎡当たり <u>45,800円</u> ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略
(5)略	略	略	略	略
(6)医療施設等耐震整備事業	略	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡ × <u>43,500円</u>	略

第9条 略

第10条 補助事業者は、規則第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

2 略

3 略

第11条～第18条 略

別表1（第4条、第5条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
(1)～(2)略	略	略	略	略
(3)院内感染対策施設整備事業 (略)	略	略	1室当たり <u>13,084千円</u> とし、空調設備（空気清浄度クラス1万以上）を整備する場合は <u>29,778千円</u> を加算する。	略
(4)アスベスト除去等整備事業 (略)	略	略	1㎡当たり <u>45,000円</u> ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略
(5)略	略	略	略	略
(6)医療施設耐震整備事業	略	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要す	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡ × <u>42,700円</u>	略

<p>(医療提供体制 施設整備交付金 交付要綱の4の (23)「医療施設等耐震整備事業」に基づいて行うものをいう。)</p>		<p>要する工事費又は 工事請負費</p>	<p>(2) ア 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く)  基準面積 2,300 m<sup>2</sup> ×<u>206,500 円</u></p>		<p>(医療提供体制 施設整備交付金 交付要綱の4の (23)「医療施設耐震整備事業」に基づいて行うものをいう。)</p>		<p>る工事費又は工事 請負費</p>	<p>(2) ア 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く)  基準面積 2,300 m<sup>2</sup> ×<u>202,800 円</u></p>	
<p>(7)～(8)略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>(7)～(8)略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(9)地域災害拠点病院施設整備事業  (略)</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>自家発電装置1か所当たり 149,535千円 受水槽1か所当たり 137,802千円 備蓄倉庫1か所当たり <u>45,397千円</u></p>	<p>略</p>	<p>(9)地域災害拠点病院施設整備事業  (略)</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>自家発電装置1か所当たり 149,535千円 受水槽1か所当たり 137,802千円 備蓄倉庫1か所当たり <u>44,594千円</u></p>	<p>略</p>
	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>(1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>43,500 円</u>  (2)耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>206,500 円</u></p>	<p>略</p>		<p>略</p>	<p>略</p>	<p>(1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>42,700 円</u>  (2)耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×<u>202,800 円</u></p>	<p>略</p>

(10)ヘリポート周辺施設施設整備事業 (略)	略	略	給油施設1か所 当たり <u>108,443千円</u>	略	(10)ヘリポート周辺施設施設整備事業 (略)	略	略	給油施設1か所 当たり <u>106,526千円</u>	略
(11)～(12) )略	略	略	略	略	(11)～(12) )略	略	略	略	略
<u>(13)特殊病室施設整備事業</u> <u>(医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(18)「特殊病室施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)</u>	<u>病院及び診療所(地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)</u>	<u>特殊病室(無菌室)整備に必要な工事費又は工事請負費</u>	<u>1室当たり</u> <u>67,369千円</u>	<u>0.33</u>	<u>(13)新設</u>				
<u>(14)治験施設施設整備事業</u> <u>(医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(20)「治験施設施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)</u>	<u>病院及び診療所(公的団体、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)</u>	<u>治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</u> <u>(1) 治験専門外来(外来診察室、処置室、検査室等)</u>	<u>次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗じた額とする。</u> <u>基準面積</u> <u>(1) 治験専門外来 100 m<sup>2</sup></u> <u>(2) 治験管理部門(事務部門、相談部門、その他)</u>	<u>0.33</u>	<u>(14)新設</u>				

		<u>75 m<sup>2</sup></u> <u>(2) 治験管理部門</u> <u>事務部門</u> <u>(治験事務室、治験</u> <u>審査委員会事務</u> <u>室)</u>  <u>相談部門(治験依</u> <u>頼者相談室、被験</u> <u>者相談室)</u>  <u>その他(諸記録保</u> <u>管室、治験薬保</u> <u>管・管理室、調剤</u> <u>室等)</u>	
--	--	--	--

(注) 1～5 略

(別紙) 1平方メートル当たりの単価表

補助事業名	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター 施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>176,300</u>
		ブロック	<u>153,200</u>
(5) 小児初期救急センター 施設整備事業		木造	<u>176,300</u>
(2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備事業 (11) 死亡時画像診断シス		鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>

--	--	--	--

(注) 1～5 略

(別紙) 1平方メートル当たりの単価表

補助事業名	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (7) 小児初期救急センター施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>173,200</u>
	ブロック	<u>150,500</u>
	木造	<u>173,200</u>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 施設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業	鉄筋コンクリート	<u>245,600</u>
(12) 死亡時画像診断システム等施設整備	鉄筋コンクリート	<u>245,600</u>

テム等施設整備事業 (12) 医療機器管理室施設 整備事業				事業		
(14) 治験施設施設整備事 業	治験専門外 来	鉄筋コンクリート	250,000	(14) 新設		
		ブロック	218,500			
	治験管理部	鉄筋コンクリート	206,100			
	門	ブロック	180,000			
(注) 1～2 略 別表2 略				(注) 1～2 略 別表2 略		

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。